

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)

〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号

TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org

http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

171 02/9/15

¥100

モンゴルの挑戦のいま

法的拘束力を求めて

札幌専門家会議の報告を国連に提出

1992年の「自国の領土を非核地帯にする」政策の宣言以来、モンゴルは「非核地位」を中心に、近隣諸国と法的拘束力のある安全保障関係を築く努力を行ってきた。ピースデポは、その方法論に関心を寄せてきた。2001年9月5 - 6日、モンゴルの挑戦を支援しようと、国連の肝いりで専門家会議が札幌で開催された。その結果が、「札幌レポート」としてまとめられたが、それが第57回国連総会(9月10日開幕)に提出された。その内容を紹介する。

札幌会議

昨年9月に開催された札幌会議の正式名は、「モンゴルの国際安全保障及び非核兵器地位に関する国連非政府専門家会議」である。会議には、モンゴルのヤルガルサイクハニ・エンクサイハン国連大使ほか、シャー・リピン(夏立平、上海国際戦略研究所)、ユーリ・フェドロフ(ピールセンター副所長、ロシア)、ジョン・シンブソン(サザンプトン大学マウントバッテン国際センター、英国)など、5核兵器国とモンゴルの安全保障の非政府専門家と国連代表の計9人であった。外務省や地元自治体などが開催に協力し、外務省総合外交政策局の長内啓参事官(当時)がスピーチをした。

条約内容が初めて議題に

2日にわたった会議は、「非核地位」が法的拘束力のある実効性を確保するための具体的な方法を議論した。将来の条約締結を視野に入れた法的アプローチの検討は初めてのことであった。

会議の結果は、「札幌レポート」と呼ばれる報告書となり、2002年3月12日に国連に提出され、第57回国連総会文書となった。(3ページに抜粋)

経緯

1992年に新生モンゴルの誕生とともに打ち出された非核化政策は、1998年12月4日の第53回国連総会決議「モンゴル国の国際的安全保障と非核地位(53/77D)」の全会一致採択により、「非核地位」として国際的に認知された。国内に

おいては、2000年2月3日にモンゴル議会が、「モンゴル国の非核地位に関する法律」を採択した(ピースデポ発行「核軍縮と非核自治体 2002」に全訳掲載)。さらに、2000年10月5日には、5核兵器国が、共同声明「モンゴルの非核地位に関連した安全保障について」で、モンゴルを名指しにしたうえで、消極的安全保障につい

イラクと米国の同時核査察を

米はもう一つの違反国

イラクの核兵器を含む大量破壊兵器に関する疑惑を巡って、国連での新決議が焦点化している。米国は、期限付きの厳しい査察要求の安保理決議を採択し、武力行使の形式を整えようとしている。

しかし、国際合意違反で新たな核開発をしようとしているもっとも懸念される国は、アメリカである。

CTBT早期発効に同意しておきながら、いまやCTBTを否定し、核実験の再開を準備していると公言している。核実験再開にどれだけの準備が行われているのか、国際的な監視の目は届いていない。米国がイラクに言っている言葉を

使えば、「国際社会は座して見ている訳にはゆかない」のである。

アメリカが現在保有している核兵器の能力には、克服しなければならない限界があるとして、「強化され地中深く埋設された標的(HDBT)」に有効な核兵器の研究・開発が行われていることが暴露された。また、生物兵器、化学兵器を破壊する核兵器(エージェント破壊兵器(ADW))の研究・開発も暴露された。これらの新兵器は新しい三本柱に「不可欠な能力」と位置づけられている。「核態勢見直し」

4ページ右段へつづく→◆

て言及した国連安保理決議984(1995)を再確認した。

このように着実に地固めは前進したが、まだ「非核地位」は一国の非核宣言に過ぎず、法的拘束力はない。モンゴルにとっては、法的拘束力のある協定を関係国と結ぶことが課題であった。

最小モデルと最大モデル

条約モデルの選定に際し、「条約に含まれる誓約の性質と範囲」「条約参加国」「検証、不遵守、保証の規定」などのポイントが専門家グループにより協議された。

その結果、対極的な条約モデル:「最小モデル」「最大モデル」が提示された。これら対極に位置付けられる2モデルの

間には、さまざまな組み合わせや案があり得ることが認識された。

「最小モデル」は、締約国を中国、モンゴル、ロシアの3カ国とし、「モンゴル領内での核爆発装置の配備、貯蔵および通過を禁止する」という誓約で構成されるなど、締約国、禁止範囲ともに限定された条約である。

他方、「最大モデル」は、中国、モンゴル、ロシアに加え、5核兵器国の参加が念頭に置かれた「広範囲にわたるモンゴルの安全保障に対する脅威を網羅し、安全の保証、核爆発実験、核廃棄物の投棄、通常軍事能力、そして非軍事的脅威」などを含んだ、広範囲にわたる禁止内容を想定したものになっている。

今後のプロセスは不明確

札幌レポートの「結論」においては、専門家の中からは、法的拘束力を望むのであれば、「中国とロシアとの最小目標に焦点を定めた条約締結に集中し、迅速かつ簡素に行うのが良策」と「最小モデル」での条約締結を推す意見が出たことが記されている。加えて、核以外の大量破壊兵器やそれらの運搬手段、また、通常兵力や装備などに関する規定を設けた、より包括的な内容を含む条約の締結は、望ましいものであるが、そのような条約の締結に向けた外交プロセスには長い時間が必要でありまた交渉がより複雑になることも指摘されている。

条約内容に踏み込んだ会議が開催さ

本書には著者の長年にわたる在日米軍に関する調査で得た情報が、こまめに掲載されている。海兵隊、海軍、空軍、陸軍、それぞれの基地、任務、人員など。聞きなれない名詞が続出し読み通すことが辛いほどだ。

だが、どうしてそこまでの膨大な情報が必要なのだろうか?著者の意図は全体を読むことで汲み取ることができる。日米両国政府の交渉経緯と詳細な在日米軍に関する情報をつき合わせ、俯瞰してみれば、自ずと両国政府の軍事戦略が明らかになると思う。推測を含む弁舌から学ぶよりも、個々の情報からそれぞれの人が全体像をつかみ取ることの方が重要なのだろう。

IT化による米軍の兵器、戦法の変化、艦隊編成の変更など、米軍の解析を通じて同国の世界戦略が垣間見える。そして現在、自衛隊はその戦略の中にすっぽりと入ってしまっている。米軍と自衛隊との切離せない実態が憲法を無視して既成事実となってしまう。

長年、平和活動に無縁だった私は「日本を守っているのは9条ではなく強い工業力だ!」との確信を持っていた。米国の「核の傘」の下にいること、そし

て強い経済力で世界から集めた貿易黒字を「思いやり予算」や米国債の購入に充て、米国に貢ぎ続けることでまがりなりと平和と繁栄を享受している。だが、たとえ「お題目」と揶揄されようと、「9条」が自衛隊の海外派兵を留めていることがよくわかった。フィリピン他の各国が米国の軍事行動に相互協力しなければならぬのに対し、日本が直

持ち込んだことにはならないという屁理屈が成り立つまでの経緯が紹介されている。「国民の平和を守るため」といつつ、実際には有事法制によって「国民を危機に陥れている」のである。

最終的には、兵器というものは、各国が持つことで力の均衡を図るか、誰も持たないことで憂いそのものを取り除くかのどちらかしかない。最終章ではモンゴルが国連決議

にて「モンゴル国の国際的安全保障と非核地位」を認めさせた事例を紹介している。中国、ロシアといった関係国がモンゴル周辺にて核配備をしないことで、安全保障を達成した事例だ。日本人の多くは「中国が、北朝鮮が脅威

だから在日米軍が必要だ」と考えている。だが、在日米軍の駐留そのものが日本の周辺に脅威を招き、私たちに憂いを与えているという考え方は必ずしも一般的ではない。

先の国会開催中には、これまで平和運動に携わったことのない人たちが有事法制に疑問の声をあげた。有事法制の性質を正確につかんだ人、何となく嫌だと思った人、色々だったろう。10月からの臨時国会で再び有事法制の審議が始まる。前回何らかの行動を起こした人たちにこそ本書をお奨めしたい。

書評

『在日米軍』岩波新書 740円+税
梅林宏道著

有事法制に疑問の声をあげた人にお奨めしたい

小林一朗

(環境・サイエンスライター / CHANCE!呼びかけ人)

接的な軍事行動を取らずに済んだ理由は、ひとえに「9条」の存在ゆえだったのだ。しかし既に米軍と自衛隊の連携は先行している。そこで政府はお題目を葬り去り、戦争のできる普通の国になりたいわけだ。

著者は現在の外務省の外交政策に、米国追従以外の考えがないことを、いや他の選択肢を検討する気すらないことを紹介している。例として、非核三原則に反する核兵器持ち込みの密約が時を経るごとに拡大解釈され、核兵器を艦載して寄港しても日本国内に

れたこと自体は大きな進展であった。しかし、これらの勧告には、条約締結を

現させていくための今後の取り組みに開する具体的なアイデアが含まれてお

ず、あいまいな結論のままに終わった感を否めない。(中村桂子、梅林宏道)

資料

モンゴル国連大使から国連事務総長宛ての手紙 (2002年3月12日付) 付属文書

2002年3月20日 A / 57 / 59

モンゴルの非核地位を強化する方法と手段: 国連専門家会議レポート(抜粋)

2001年9月5 - 6日、札幌

序説 / モンゴルの非核地位条約の特性 / モンゴルの非核地位を認知する法的拘束力のある国際条約の要素:(略)

勧告 - 国際的非核地位に向けた条約のモデル

10 専門家グループでの協議の結果、モンゴルのケースに適用可能と思われる、2つの対極的な非核地位条約のタイプが挙げられた。

(a) 最小モデルは、モンゴル領内での核爆発装置の配備、貯蔵および通過を禁止する(モンゴル、中国、ロシア間) 誓約のみで構成される。

(b) 最大モデルは、広範囲にわたるモンゴルの安全保障上の脅威を網羅し、安全の保証、核爆発実験、核廃棄物の投棄、他の大量破壊兵器およびその運搬手段、通常軍事能力、そして非軍事的脅威など広範囲にわたる規定を含む。

11 これら2つの両極端の間には、締約国の

目的や国益により異なる魅力を持つさまざまな組み合わせと可能性が存在する。

12. モンゴルの非核地位を認知する最小限の条約は以下を含む。

(a) モンゴルがそのような条約を追求する目的が述べられた前文。

(b) モンゴルが、その領内での核爆発装置の配備、貯蔵、および通過を防止または禁ずることを誓約する主文。

(c) 中国とロシアが、モンゴル領内で核爆発装置の配備、貯蔵、または通過を行わず、またそれらを追求しないと誓約する主文。

(d) 存続期間、終結、定義、発効など、手続き上の主文。

13. モンゴルの非核地位を認知する最大限の条約は以下を含む。

(a) 上記の12節で述べられたものと同様の前文。

(b) モンゴルが、その領内における外国部隊とその装備、核兵器および他の大量破壊兵器と運搬手段の配備、貯蔵、通過を禁じると誓約する主文。

(c) モンゴル領内において、核不拡散 N

PT 締約国である5核兵器国が、それらの部隊と装備、そして核および他の大量破壊兵器とその運搬手段を配備、貯蔵、通過しないと誓約する主文。

(d) モンゴル領内における核装置の実験禁止に関する主文。

(e) モンゴル領内における核廃棄物の投棄禁止に関する主文。

(e) この条約に関連した、検証および不遵守に関するメカニズムの設置に関する主文。

(f) 存続期間、終結、定義、発効など、手続き上の主文。

結論

14. モンゴルが法的な形で表明された非核地位を望むのであれば、中国とロシアとの最小目標で焦点を定めた条約締結に集中し、迅速かつ簡素に行うのが良策であるとの意見が出された。

15. 他の大量破壊兵器、運搬手段や通常兵力と装備を網羅するより包括的な協定の締結は、いくつかの北大西洋条約機構(NATO)加盟国により存在が指摘されたような、過去や現在における非核地帯と非核空間に関する議論の否定的な影響を回避し、また、核を持った地域に望ましい影響を生み出す、とも指摘された。しかし、そのような協定締結に向けた交渉には長い時間を要し、またより複雑な交渉を含むであろう。(訳:ピースデポ)

質問主意書(質問日 答弁書)

阿部知子(社民)「千鳥ヶ淵墓苑における遺骨取り扱いの改善と国立の戦没者墓地建設促進」(5/7 5/28; 質問65号)「千鳥ヶ淵戦没者墓苑への納骨」(5/27 6/14; 質問80号)

金田誠一(民主)「武力攻撃事態」(5/8 5/24; 質問66号)「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」(5/31 6/14; 質問88号)「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」再質問(6/21 7/12; 質問112号)

川田悦子(無所属)「テロ対策特別措置法に関連する民間企業の協力問題の事実関係」(5/10 5/28; 質問67号)「有事立法における日本赤十字社の役割」(5/21 6/4日; 質問73号)

西村眞悟(自由)「いわゆる国立の戦没者慰霊施設」(5/16 5/24; 質問70号)

岡田克也(民主)「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」等有事関連三法案(5/24 5/31; 質問74号)

岩國哲人(民主)「前オランダ大使の出国状況」(5/24 6/4; 質問79号)「武力攻撃事態における我が国の平和および安全確保関連法案に関する質問主意書」(6/5 6/21; 質問95号)

大石尚子(民主)「池子住宅地区及び海軍補助施設の一部返還等」(5/31 6/11; 質問87号)

長妻昭(民主)「情報公開法に基づく開示請求者に対する身辺調査」(5/31 6/7; 質問90号)「防衛庁の開示請求者に対する身元調査」(6/4 6/11; 質問93号)「政府の大陸間弾道弾(ICB

M)の憲法解釈等」(6/4 6/11; 質問94号)「情報公開法に基づく開示請求者に対する身辺調査再質問」(6/7 6/14; 質問98号)「防衛庁の開示請求者に対する身元調査再質問」(6/11 6/21; 質問100号)「政府の大陸間弾道弾(ICBM)の憲法解釈再質問」(6/11 6/18; 質問101号)「情報公開法に基づく開示請求者に対する身辺調査第三回質問」(6/14 7/23; 質問106号)

首藤信彦(民主)「ガーナ共和国大使就任」(6/3 6/18; 質問91号)「ガーナ共和国大使就任再質問」(6/19 6/28; 質問111号)

北川れん子(社民)「有事法制関連三法案」に対する地方自治体の憂慮、懸念への対応(6/6 6/21; 質問97号)

平岡秀夫(民主)「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」(6/17 7/2; 質問109号)

田中慶秋(民主)「原子力発電所新増設及び核燃料等の我が国のエネルギー政策と、21世紀の自動車産業のあり方」(6/25 7/2; 質問113号)

<参議院>

5/7 外交防衛委 5/17 本会議 5/17 外交防衛委 5/17 本会議 5/21 法務委 5/21 外交防衛委 5/21 環境委 5/21 国際問題調査会 5/21 法務委 5/21 外交防衛委 5/21 予算委 5/21 外交防衛委 5/30 外交防衛委 6/4 法務委 5/21 外交防衛委 6/4 内閣委 5/21 外交防衛委 5/21 経済産業委 6/11 総務委 5/21 外交防衛委

質問主意書 櫻井茂(民主)「瀋陽日本総領事館への北朝鮮住民駆け込み事件」(5/16 5/28 8日答弁; 質問23号)

国会レポート

第154回通常国会

衆議院・参議院(2002.5.5~6.29)

安全保障問題が審議された委員会名を列挙します。会議録は、下記国会図書館のホームページへ。(作成:佐藤毅彦) <http://www.ndl.go.jp/>

<衆議院>

5/7 武力攻撃事態特別委 5/8 外務委 国土交通委 決算行政監視委 武力攻撃事態特別委 5/9 武力攻撃事態特別委 5/14 本会議、5/14 武力攻撃事態特別委 5/17 外務委 厚生労働委 経済産業委 環境委 国際テロリズムの防止・我が国の協力支援活動特別 5/20 武力攻撃事態特別委 5/21 経済産業委 環境委 武力攻撃事態特別委 5/21 内閣委 財務金融委 文部科学委 厚生労働委 経済産業委 予算委 決算行政監視委 武力攻撃事態特別委 5/21 武力攻撃事態特別委 5/28 沖縄・北方問題特別委 5/29 内閣委 外務委 文部科学委 武力攻撃事態特別委 5/31 内閣委 法務委 外務委 6/4 沖縄・北方問題特別委 6/4 法務委 外務委 文部科学委 厚生労働委 決算行政監視委 6/10 武力攻撃事態特別委 6/11 厚生労働委 6/11 外務委 経済産業委 国家基本政策合同審査会 6/24 武力攻撃事態特別委 6/26 内閣委 6/28 武力攻撃事態特別委

米国を批判せよ

小泉首相は、9月13日の第57国連総会・一般演説で、今年も核軍縮決議案を提出すると述べた。演説はまず、イラクに対して国連による大量破壊兵器査察の無条件受け入れを要求した上で、テロ、PKO、環境と開発、そして核軍縮の四点に言及した。核軍縮については、次のように述べている。

第4の課題は核軍縮です。唯一の被爆国として、核軍縮・不拡散の分野で、我が国が果たすべき役割は大きいと考えています。我が国は、核兵器のない平和で安全な世界が一日も早く実現するよう、今期総会においても「核兵器の全面的

廃絶への道程」決議案を提出し、また、包括的核実験禁止条約の早期発効への働きかけを強化するなどの努力を継続します。

包括的核実験禁止条約(CTBT)早期発効要求を継続することじたいは、日本政府として当然のことである。CTBTの旗を引き続き掲げていることじたいが賞賛されるような雰囲気を作り出すべきではない。新型核兵器開発も視野に入れた米国の「核態勢見直し(NPR)」の路線や、緊張の続く印パ情勢への対応など、政府は日本の市民の危機感を代表する要求を国際社会に行うべきである。第一委員会は、9月30日から11月1日まで。(川崎哲)

日誌

2002.8.21 ~ 9.5

(作成:竹峰誠一郎、中村桂子)

CD=ジュネーブ軍縮会議 / DOE=米エネルギー省 / NYT=ニューヨーク・タイムズ / MD=ミサイル防衛 / WB=ホワイト・ビーチ / WP=ワシントン・ポスト

8月23日 米太平洋ウィリアム・ペーガート空軍司令官、グアム島の空軍力強化検討を明らかに。

8月24日 米口、核テロ対策のため、高濃縮ウランをユーゴからロシアへ空輸。

8月24日 カシミア州でイスラム過激派、住民12人射殺。同日、アーミテージ米務長官、パのムシャラフ大統領に自制促す。

8月25日 中国、ミサイルおよび関連技術の輸出規制条例を制定。

8月25日 日朝外務局長協議、平壤で(～26)

8月25日 ベーカー元米務長官、イラク単独攻撃「避けるべきだ」、NYT。

8月26日 環境開発サミット、南アで開催(～4日)、日本政府代表団にNGO5名も初参加。

8月26日 チェニエー米副大統領、イラクへの先制攻撃を辞さない姿勢強調。27日、エジプトのムバラク大統領反対表明。

8月28日 アーミテージ米務長官、「イラク攻撃のための国連決議必要なし」、東京で。

8月28日 総務省、情報公開請求者の個人情報取り扱いに関する全省庁調査結果発表。肩書きなどリストに記載23件判明。

8月29日 米DOE、ネバダ地下核実験場で通算18回目の未臨界実験「マリオ」実施。

8月29日 安倍晋三官房副長官、講演で「日本は法的には全くMDには対処できない」と米MD対応の必要性指摘。

8月29日 CDで、アルジェリア、ベルギー、スウェーデンなど5大使、行き詰まり打開案提示。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、笠本丘生、小林一郎、佐藤毅彦、竹峰誠一郎、津留佐和子、中村和子、梅林宏道

総計377,290円
ありがとうございました

◆◀1ページからつづく

これらの内容は、「核兵器の役割の縮小」核兵器国による保有核兵器の完全廃棄の明確な約束、という国際合意を踏みにじるものである。これら新型核兵器の研究・開発がどこまで進んでいるのか、国際社会は査察する必要がある。

国連は、イラク問題と同様に、米国が行おうとしている核開発に強制的な査察を行う議論を起こすべきである。

国連安保理の常任理事国すべてが核保有国である現実のなかで、被爆国であり、かつ国連の正常な機能によって国際的安全保障を得ようとしている日本こそ、このような公平な議論を提起し続けるべきである。(梅林宏道)

復帰後初の使用契約に応じる。

9月3日 嘉手納基地で、F15戦闘機が緊急着陸。
9月3日付 勝連町WBの海軍棧橋の大幅拡張計画が明らかに。思いやり予算27億円を使い、2004年度に完成予定。

今号の略語

ADW = エージェント破壊兵器

CTBT = 包括的核実験禁止条約

HDBT = 強化された地中深く埋設された標的

NPR = 核態勢見直し

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

・会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
・「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
・「今号で誌代切れ、継続願います。」誌代切れ、継続願います。: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。
・メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>
梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>
川崎哲 <kawasaki@peacedepot.org>
中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>